

令和6年度山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金募集要領

I 補助金の概要

山口市内の農山村エリアにおいては、人口減少や大都市圏への転出超過、少子高齢化の進展が続いており、こうした諸課題に対応し、地域課題の解決と地域の活性化に取り組む必要があります。

本市の農山村エリアには、優れた地域資源が多くみられることから、その地域資源を活用し、潜在的な地域の強みを生かしたビジネスを展開することで、地域内外の経済の好循環を生み出す可能性を有しています。

本事業では、上記のような地域資源を活用し、雇用の創出や地域経済の波及効果の創出、地域課題の解決などの地域の活性化につながる事業を応援します。

事業の採択にあたっては、事業計画を提案していただき、コンペティション方式の山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を行います。審査委員会での評価に基づいて認定された事業については、予算の範囲内で最大 600 万円を支援します。また事業経費の調達にクラウドファンディングを活用する場合は、クラウドファンディングの手数料に対し、別途支援を行います。

1 用語の定義

- (1) 農山村エリア 仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域
- (2) 地域活性化ビジネス 農山村エリアにおいて、当該エリアの人材、生産物及び自然環境等の地域資源を活用する新たに実施する事業又は既に実施している事業を拡大する事業（当該拡大する部分に限る。）
- (3) 活動拠点 地域活性化ビジネスの実施場所（事業所、工場、店舗、事務所等）、生産拠点（原材料、加工品、農林水産物）、サービス提供地域

2 補助対象者

補助対象者は、下記のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 自らが事業主体となって、地域活性化ビジネスを実施する意思があること。
- (2) 社会貢献等の目的を持って地域活性化ビジネスを実施する意思があること。

3 補助対象事業の要件及び補助金額

(1) 事業の要件

- ① 農山村エリアの地域活性化に資すると認められる事業であること。
- ② 農山村エリア内の活動拠点において行う事業であること。
- ③ 補助対象事業の開始後5年以上継続して当該補助対象事業を実施すること。
- ④ 活動拠点の新築、整備に係る工事は、市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。
- ⑤ 事業計画書（別紙1）及び概算収支予算書（別紙2）について、次の支援機関に2回以上の事前相談を行っていること。

支援機関名	住所	電話番号
山口県よろず支援拠点 (受付時間：平日9時～17時)	山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設4階	083-902-5959
山口商工会議所 (受付時間：平日8時45分～17時)		
本所	山口市中市町1-10	083-925-2300
広域ビジネスサポートセンター	山口市小郡令和1丁目1番1号 産業交流スペース内	083-972-0075
山口県中央商工会 (受付時間：平日9時～16時)		
本所 (阿知須支所)	山口市阿知須4233-31	0836-65-2129
秋穂支所	山口市秋穂東6570	083-984-2738
阿東支所	山口市阿東徳佐下25-1	083-956-0032
徳地商工会 (受付時間：平日9時～17時)	山口市徳地堀1817	0835-52-0026
産業交流スペースMe gr i b a (受付時間：9時～22時 第2・4火曜休館)	山口市小郡令和1丁目1番1号	083-973-6660

※単に補助対象者の利益にとどまる事業は対象外となります。

(2) 補助率・補助限度額

対象経費	区 分	補 助 率	補助上限額
活動拠点取得費	補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合 ※1	3分の2以内	300万円
	上記以外の場合	2分の1以内	200万円
活動拠点整備費、 設備・備品等	補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合 ※1	3分の2以内	300万円
	上記以外の場合		
手数料	クラウドファンディングに係る経費	10分の10以内	100万円

※1 団体にあつては、補助対象事業に従事する構成員の住所と活動拠点の所在地が半数以上同一の地域の場合

※2 補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。

【イメージ】

事業に要する費用 1,000万円

補助対象経費 900万円 活動拠点購入 450万円 + その他 450万円	補助対象外経費 100万円
600万円 (2/3)	300万円 (1/3)

地域活性化ビジネス支援事業補助金 600万円 $900万円 \times 2/3 = 600万円$ (補助限度額 600万円)	自己調達(自己資金) 400万円 ※クラウドファンディングで調達の場合、手数料部分について100万円を上限に別途補助
--	--

4 事業実施期間

事業の実施期間は、補助金の交付決定通知を受けてから令和7年2月28日(金)までに事業が完了するものが対象となります。

5 補助対象経費

対象経費	内容	対象外となるもの
活動拠点取得費	活動拠点の新築及び活動拠点として使用する空き家、空き店舗、倉庫、作業場等の購入に要する費用	土地取得に係る費用
活動拠点整備費	活動拠点の改修及び耕作放棄地、遊休農地等の整備に要する費用	
設備・備品費	機械設備・備品等の導入に要する費用	車両購入費（移動販売事業用車両の購入に要する費用を除く）
人件費	新たな雇用に要する費用	役員報酬並びに申請者及びその親族（配偶者、子及び同一の生計を営む者）の雇用に要する費用
広告宣伝費	ホームページ作成、各種メディア媒体を通じた広告宣伝等に要する費用	商談等の交通費、宿泊費
手数料	法人登記や知的財産権の登録に要する費用	
原材料費	原材料に要する費用（農山村エリアから購入する原材料に要する費用に限る。）	
委託費	補助対象事業に必要な業務の一部であって、補助事業者が直接実施することができないものの委託に要する費用	調査・研究費及び計画作成に要する費用
クラウドファンディングに係る経費	決済手数料を含む	支援者への情報発信（お礼も含む）に要する費用

※1 対象経費には、経常的経費（賃貸借料、食糧費、交通費、接待費、娯楽費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、消耗品費、公租公課、支払利息等）、消費税及び地方消費税として支出する費用を含まないものとする。

※2 事業の用に供さない部分を含む場合は、事業の用に供す部分の割合を補助対象とする。

※3 活動拠点の新築・整備は、市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。

6 補助金概算払

補助金の交付は原則、事業の完了後となりますが、交付決定審査を経て、本市からの補助金交付決定を受けた後であれば、市長が補助対象事業の遂行上特に必要があると認めた場合に限り、交付決定した補助金の額の範囲内で概算払により交付することができます（原則1回限り）。

II 審査委員会への申込方法

1 申込者

申込者は事業を主体として行う事業者（法人、個人を問わない）となります。

2 募集期間

(1) 審査委員会参加意向の申出について

審査委員会に参加する意思のある事業者については、審査委員会開催1か月前（令和6年6月24日（月））までに、参加意向申出書をメール等により提出すること。

(2) 募集

審査委員会参加意向申出書を提出した事業者については、審査委員会開催2週間前（令和6年7月10日（水））までに、「3 申込書類」を提出すること。

3 申込書類（各1部提出してください。クリップ留めとし、製本しないこと。）

(1) 山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会参加申込書（様式第1号）

(2) 事業計画書（別紙1）

(3) 概算収支予算書（別紙2）

(4) 誓約書（別紙3）

(5) (1) から (4) に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 受付場所・問合せ先

山口市農林水産部農山村づくり推進課農山村政策担当（山口市役所2階）

T E L : 083-934-2778 F A X : 083-934-2651

E-mail : nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

※申込書類は、持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、封筒には「山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業申込書類在中」と朱書きすること。期限必着）してください。

5 質問票の提出

申込に関する質問がある場合は、質問票をメールにより提出すること。

6 申込の条件

(1) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。

(2) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 暴力団などの構成員がいないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。

(5) 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。

(6) 法律等で活動内容が規定されている事業（医療保険事業、介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題

のある事業でないこと。

(7) 国等で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。

(8) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業でないこと。

7 留意事項

(1) 申し込みに関し必要となる費用は申込者の負担となります。

(2) 受付期限後における申込書類の差し替え及び再提出は認めません。

(3) 申込者が申込書類に虚偽の記載をした場合には申請を無効とします。

(4) 申込書類に不備がある場合は受付できません。

(5) 申込書類は返却いたしません。

III 審査委員会の実施

1 採択の方法

外部有識者等によって構成する「山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会」により、厳正に審査を行います。

2 審査委員会の実施

申し込みされた事業について評価を行う審査委員会（公開プレゼンテーション）を令和6年7月24日（水）に実施する予定です。（審査委員会の詳細な日時等については、申込者に別途通知します。）

審査委員会は産業交流スペース「メグリバ」での開催を予定しています。

3 プレゼンテーション実施方法

プレゼンテーションは事業内容の説明（20分程度）及び審査委員からの質疑応答（15分程度）の35分間とします。紙資料のほか、パワーポイントを用いることは可能ですが、準備等は申込者においてすべて行ってください（プレゼンテーションに係る経費は、申込者の負担となります）。

なお、プレゼンテーションを実施する順番は、原則として申込書類を受理した順番です。

4 審査結果の通知・公表

審査結果については、申込者に通知するとともに、市ウェブサイトで公表します。

5 評価基準

(1) 評価基準

以下の基準において、総合的に判断します。別紙「山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会 審査基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを「事業計画書」に記載してください。

【効果性】

提案内容が、農山村エリアの雇用の創出や経済波及効果、地域の課題解決など地域活性化につながる事業であるか。また、地域への波及効果が見込めるものとなっているか。

【適格性】

提案内容の基本的な考え方が、農山村エリアの抱える人口減少や人口構造の変化に伴う様々な課題について理解し、その解決につながるものとなっているか。

【実現性・確実性】

予算案と事業内容の整合性が取れ、実現すると見込まれているか。事前に活用する地域資源や市場ニーズを把握しているか。本補助金終了後も継続して5年以上事業を継続する見通しがあるか。

【発展性・独創性】

提案内容が今後の展開を期待できるものか。新しい工夫やアイデアのある独創的なものとなっているか。

【地域との融和性】

事業の実施について地域と協力体制ができており、事業を実施する地域との融和性は取れているか。

【費用対効果】

コストと効果のバランスは適正なものか。

IV 補助金の申請方法

1 申請者

申請者は、「山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業審査委員会」の評価に基づき、認定された事業を主体として行う事業者（法人、個人を問わない）となります。

2 申請書類（各1部提出してください。クリップ留めとし、製本しないこと。）

- (1) 山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
- (2) 山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業認定通知書（様式第2号）の写し
- (3) 補助事業計画書（別紙4）
- (4) 収支予算書（別紙5）
- (5) 工事に係る見積書の写し
- (6) 市税に滞納の無いことの証明書
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 受付場所・問合せ先

山口市農林水産部農山村づくり推進課農山村政策担当（山口市役所2階）

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

T E L : 083-934-2778 F A X : 083-934-2651

E-mail : nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

※申請書類は、持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、封筒には「山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金申請書類在中」と朱書きすること。）してください。

4 申請の条件

- (1) 山口市税に滞納が無いこと。
- (2) 審査委員会への申込条件を引き続き満たしていること。

5 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には申請を無効とします。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受付できません。
- (5) 申請書類は返却いたしません。

V 個人情報及び企業秘密について

1 個人情報の管理

当事業に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- (1) 補助対象事業の選定における事業管理のため。
- (2) 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- (3) 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- (4) 本市が実施する支援事業等の情報提供のため。

2 企業秘密の保持

当事業に係る提出書類の取扱は厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。